

たつの市中小企業等省エネ設備導入
臨時経済対策事業補助金
Q&A

※随時更新していますので、ご注意ください。

目次

1. 対象者	P 2
2. 補助対象事業	P 3、4
3. 補助対象経費	P 5
4. 経費の支払い	P 5
5. 補助金額	P 6
6. 手続き・スケジュール	P 7

※ 周知チラシ等の情報も確認してください。

1. 対象者

Q1) 対象となる事業者は？

A1) たつの市内に主たる事業所（個人の場合は事業活動の拠点としている事業所、法人の場合は登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所）を有する中小事業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業）が対象です。

Q2) 市外に住んでいる個人事業主で、市内に店舗がある場合、対象となりますか？

A2) 対象となります。

Q3) 市内に住んでいる個人事業主で、市外に店舗がある場合、対象となりますか？

A3) 対象となりません。

Q4) 市外に本社・本店がある法人で、市内の工場や営業所は対象になりますか？

A4) 対象になります。

Q5) 市内で複数の事業所がある場合、事業所ごとに申請はできますか？

A5) 事業所ごとの申請はできません。申請は事業者単位で1事業者1回限りです。

Q6) 現在は市内で事業を行っていますが、市外へ移転計画がある場合、対象になりますか？

A6) 対象になりません。廃業予定も同様です。

Q7) これから開業予定の場合、対象になりますか？

A7) 対象になりません。申請時点で開業している事業者が対象です。

Q8) 開業後1年未満の事業者は対象になりますか？

A8) 対象となります。ただし、法人の場合は「法人設立届出書」の写し、個人の場合は、「開業届」の写しを提出してください。

2. 補助対象事業

Q9) 既存設備の定義は？

A9) 市内の事業所において、事業の用に供するために設置されている照明設備、エアコン、冷凍冷蔵設備のことをいいます。

Q10) 省エネ設備の定義は？

A10) 市内の事業所において、事業の用に供するために設置するLED照明器具、エアコン、冷凍冷蔵設備のうち、市長が別に指定する省エネルギー性能の高い設備をいいます。なお、指定する設備は次のとおりです。

品目区分		省エネ基準目標年度	省エネ基準
LED照明器具	—	照明器具：2020年度	省エネ基準達成率 100%以上
エアコン	家庭用	壁掛形：2027年度 壁掛形以外、マルチタイプ： 2029年度	
	業務用	2015年度	
冷凍冷蔵庫	家庭用	2021年度	
	業務用	ショーケース以外：2016年度 ショーケース：2020年度	

Q11) 設備の増設（新規導入）は補助対象になりますか？

A11) 対象になりません。

Q12) 省エネ設備をリースやレンタルで導入する場合、補助対象になりますか？

A12) 補助対象になりません。

Q13) テナントで店舗の設備を更新したい場合、補助対象となりますか？

A13) 店舗等を借り受けて事業をしている方が、自らの事業の用に供するために省エネ設備を更新する場合、当該店舗等の所有者の了承を得たうえで更新する場合は、補助対象となります。その場合においては、所有者とトラブルにならないよう申請者の責任で申請してください。

Q14) 不動産業を営んでいる場合、賃貸物件のエアコン更新やLED照明への更新は補助対象になりますか？

A14) 申請者以外に提供又は貸与する場合、対象となりません。

Q15) 省エネ設備を中古品で導入した場合、補助対象になりますか？

A15) 補助対象になりません。

Q16) LED電球のみの購入は補助対象になりますか？

A16) LED電球のみの購入（消耗品と捉えられるもの）は補助対象になりません。

Q17) 冷蔵庫等で省エネ基準達成率がわからない特殊品や環境性能の評価方法が確立されていない設備は補助対象になりますか？

A17) 省エネ基準達成率を満たす場合のみ補助対象になります。

Q18) 業務用エアコンを導入する場合、省エネ基準達成率100%を満たしていることが、カタログに記載されていないときはどうすればよいか？

A18) 添付資料として、メーカーカタログで省エネ基準を満たしているものか、メーカーからの提供資料（仕様書・承認函等）等の省エネ基準達成率100%を満たしていることを確認できる書類を添付するなど、販売店等に確認してください。

Q19) 省エネ設備の導入を市外業者に発注することはできますか？

A19) 経済対策事業として実施するため、市内業者へ発注する場合のみ補助対象となります。

Q20) 発注業者を関連会社にすることはできますか？

A20) 資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営している会社や代表者の親族の事業者への発注の場合、補助対象となりません。

Q21) 自宅兼事務所（店舗）で行う設備更新は補助対象になりますか？

A21) 自宅兼事務所（店舗）の場合、住居スペースと明確に区別されている事業所の設備は対象になりますが、住居スペースと共用の事業所の設備は対象になりません。

対象外となる例

リビングのエアコン更新・LED化、キッチンの冷蔵庫更新など

居住にかかる家財道具が設置されている事業所

なお、申請時に間取り図等の提出を**求めることがあります。してください。**

また、市環境課の実施する「たつの市省エネ家電買換え支援臨時経済対策事業」と同一設備は補助対象にはなりません。

追加Q) 申請時に添付する設備更新前の現況写真は、更新予定の設備のみを撮影したものでいいですか？

A) 更新予定の設備の写真と設置予定の部屋全体の（設置場所が事業所（店舗）であることがわかる）写真を添付してください。特に自宅兼事務所（店舗）の場合、住居スペースと明確に区別されていることがわかるようにしてください。

追加Q) LED照明器具の更新について、省エネ型製品情報サイトに登録がない製品でも補助対象になりますか？ (<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)

A) 省エネ型製品情報サイトに登録がない製品でも、固有エネルギー消費効率（ルーメン/ワット）が次の条件を満たす場合は、補助対象となります。

（光源色が昼光色・昼白色・白色の場合） 100ルーメン/ワット 以上

（光源色が温白色・電球色の場合） 50ルーメン/ワット 以上

カタログ等の資料で、固有エネルギー消費効率が記載されていることを確認し、写しを申請時に添付してください。

3. 補助対象経費

Q22) 補助対象経費に含まれないものはどのような経費ですか？

A22) 補助対象経費は、省エネ設備（LED照明、エアコン、冷凍冷蔵庫）を更新するためにかかった設備購入費、工事費等（**税抜金額**）となります。延長保証などの費用、値引き、クーポン割引、ポイント利用分は対象経費に含まれません。

必ず市内の事業者からの見積書に明細を記載していただくようにしてください。

なお、インターネット、通販での購入は補助対象経費とはなりません。

Q23) メーカー保証費用は補助対象経費になりますか？

A23) 設備本体の費用に最初から含まれている場合は対象となります。オプション保証や販売店等が付加する別サービスの保証や延長保証などの費用は対象となりません。

4. 経費の支払い

Q24) 実施する事業にかかる経費を分割払いとしてもいいですか？

A24) すべての経費の支払いが令和6年12月31日までに完了する必要があります。

5. 補助金額

Q25) 実際にかかった経費が、当初申請額より多くなった場合の補助金額はどうなりますか？

A25) 実際にかかった経費が、当初申請額より多くなった場合でも、交付決定額が補助金額の上限となります。

Q26) 実際にかかった経費が、当初申請額より少なくなった場合の補助金額はどうなりますか？

A26) 実績報告提出後、審査を行い実際にかかった経費に基づき補助金額を確定します。

Q27) 補助金の概算払いはできますか？

A27) 概算払いは行いません。

Q28) 補助金はいつ支払われますか？

A28) 実績報告書の確認後、市から交付確定通知書を送付します。受領後請求手続き（請求書の提出）を行ってください。請求手続きを受付後、3～4週間程度で指定口座に振り込みます。

6. 手続き・スケジュール

Q29) 交付申請書に押印は必要ですか？

A29) 申請書への押印は省略可です。

Q30) 事業はいつ実施してもいいですか？

A30) 交付決定後に実施するようにしてください。また、設備導入及び支払いが令和6年12月31日までに完了する必要があります。

Q31) すでに実施した設備も対象になりますか？

A31) 交付決定後に実施する事業が対象となりますので、すでに実施した設備は対象になりません。

Q32) 交付申請から交付決定されるまでどれくらいの時間がかかりますか？

A32) 申請状況や申請内容により異なりますが、概ね1か月程度を見込んでいます。

Q33) 交付申請書類を提出しましたが、交付決定されるまでに事業着手（発注）してもいいですか？

A33) 交付決定後に着手したものが補助対象となります。交付決定前に開始した場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

Q34) 令和6年12月31日までに完了・支払いができない場合、どうなりますか？

A34) いかなる理由があっても令和6年12月31日までに完了・支払いができない場合は、補助金の交付をできません。また、令和7年1月31日までに実績報告書の提出がない場合も補助金を交付できません。

Q35) 交付決定後に導入する省エネ設備の変更はできますか？

A35) 原則、認められません。ただし、導入予定の製品が販売中止になった場合ややむを得ない理由で導入する製品等を同等品に変更する場合、事前に市へ相談してください。なお、事後の申出は認められませんので、補助対象となりません。

Q36) 交付決定後、既存設備の変更や別の種類の既存設備を追加することはできますか？

A36) 既存設備の変更や既存設備の追加はできませんので、ご注意ください。

Q37) 設置状況等の現地確認はありますか？

A37) 現地確認をする場合があります。

《参考サイト》

- 統一省エネラベルについて

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/touitsu_shoene-label/

- 省エネ型製品情報サイト

<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>